

薬価の改定について

平成26年6月
(一社) 日本医薬品卸売業連合会

当連合会は、従来、2年ごとの薬価改定を前提に薬価調査に協力してきたところであり、現行ルールを変更し、薬価を毎年改定することについては断固反対します。

薬価の毎年改定については、医薬品関連団体がこぞって反対している中、取引先にも結果的に多大な御迷惑をおかけするとともに、当連合会としても業務面での対応が極めて厳しいものとなり、これまでの倍の重い負担が強いられます。こうした状況下において、毎年改定を前提とした薬価調査に協力をすることは困難です。

1. 毎年改定は、多大なコストと労力を要し、卸売業関係者に過大な負担を強いるものです。

薬価改定に伴うコストは、利益率の低い卸にとって極めて重い負担になっています。(取引条件変更作業、価格交渉作業等のコストがかかります。)

2. 薬価は市場実勢価格の調査によって決定されますが、毎年、薬価が引き下げられることになれば、薬価が更に下がることを見越して価格交渉が行われるおそれがあり、マーケットメカニズムを歪めかねません。
3. 流通改善の取組が大幅には進展せず、薬価調査の信頼性が十分確保されているとはいえない現状において、毎年改定を行うことは適当ではありません。
4. 薬価改定は、診療報酬改定と同時に行うべきです。

公的医療保険制度の中で、公定価格である診療報酬と薬価は、包括医療費支払制度(DPC)の普及などを踏まえると不即不離の関係にあり、連動して同時に取り扱われるべきです。